

県内における高病原性鳥インフルエンザに係る

農場の防疫措置の完了について

1 要旨・目的

12月7日(火)、福山市の採卵鶏農場において発生した、高病原性鳥インフルエンザに係る農場の防疫措置が完了したので報告する。

2 現状・背景

11月10日、秋田県横手市において今シーズン初めて高病原性鳥インフルエンザが発生して以降、12月5日までに5県6事例の発生を認めていたところ、本県においても12月7日に、福山市の採卵鶏農場において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が発生し、飼養鶏の殺処分や卵等の汚染物品の埋却等の作業を進めていた。

3 概要

(1) 防疫措置の状況

- ア 殺処分完了 : 12月8日(水) 20時00分(処分羽数 30,569羽)
イ 防疫措置完了 : 12月12日(日) 14時00分(汚染物品の埋却, 農場の消毒)

(2) 今後の予定

- ア 12月23日(木) 0時00分
搬出制限区域^{※1}の解除, あわせて, 一部消毒ポイントの廃止
イ 1月3日(月) 0時00分
移動制限区域^{※2}の解除(防疫措置の完了から21日経過後),
あわせて, すべての消毒ポイントの廃止

- 〔 ※1 発生農場から半径3kmから10km圏内の家きんや卵などの搬出を制限する区域
※2 発生農場から半径3km圏内の家きんや卵などの移動を禁止する区域 〕

(3) 制限区域内の農場の家きん等の移動について

農林水産省と協議を行った農場において、制限区域内から区域外への家きんの移動や鶏卵・鶏肉等の出荷や搬入が可能となっている。

4 その他

国内で高病原性鳥インフルエンザが続発している状況を踏まえ、県内養鶏場に対して農場の消毒と、異常発生時の早期通報を引き続き徹底する。